

マイナンバー制度の利用範囲を拡大しないよう求める意見書

平成28年に始まったマイナンバー制度は、社会保障や税金等の各種申請に関する住民の負担軽減と、行政運営の効率化を図ることなどを目的に施行されましたが、現実には多くの問題点を抱えています。

行政機関からのマイナンバー関係の情報流出事故は毎年発生しております。

また、平成30年には日本年金機構から500万人分の入力業務を請け負った業者が、年金機構に無断で中国・大連の企業に入力業務の一部を再委託していたことが判明しました。

新型コロナウイルスの経済対策として行われた特別定額給付金の申請に際しては、政府は無理なスケジュールでマイナンバーを使ったオンライン申請を受け付け可能とした結果、自治体の負担を大きくし、二重申請や入力ミスが多発などをもたらし、オンライン申請を停止した自治体まで出ました。

このような情報セキュリティ・情報漏洩のリスクを放置したまま、マイナンバーの預金口座への紐づけや、マイナンバーカードの健康保険証としての利用を進めている政府の姿勢には問題があります。

政府が進める銀行等金融機関口座の紐づけは、将来の貯金課税・資産課税を狙ったものと言われていています。また国民の一生涯の健康状況を把握しようとする動きは、情報漏洩時のリスクを増大させると共に国家による監視社会の危険性を予感させます。

政府の言う「利便性」の対価として、国民が「自由」を失うことになっては、その代償はあまりに大きいと言えます。よって、国及び関係機関において、次の事項を実現するよう強く求めます。

- 1、マイナンバーと銀行等金融機関口座との紐付け義務化は行わない事
- 2、マイナンバーカードの健康保険証利用は再検討する事

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月15日

埼玉県伊奈町議会

〈提出先〉

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣